

駒場団地自治会集会所利用規定

(設立の目的)

第1条 本集会所は自治会事業の推進と会員の福祉に寄与し、相互の親睦と地域発展に貢献することを目的として設立されたものである。

(利用資格)

第2条 本集会所を利用できる資格は、特例として自治会が認めた場合を除き、自治会員及び自治会員が主体となり構成するサークルなどである。但し、営利、宗教、政治に関する集会等の使用に対しては認めないものとする。

(利用の申し込み及び利用方法)

第3条

- (1) 集会所利用に際しては、一時利用の場合は「集会所利用申込書兼許可証」に所定事項を記入し、集会所担当役員(以下集会所担当と略す)に提出した後、許可証に許可印をもらうものとする。
- (2) 定期利用の場合は、利用を開始したい時期の少なくとも1か月以上前に「集会所定期利用申込書」に所定事項を記入し集会所担当に提出し、集会所担当はそれに基づき定期的に許可証を発行するものとする。
- (3) 利用時間は午前(9:00-12:00)、午後(13:00-17:00)、夜間(18:00-21:00)とする。特にそれ以外の時間に利用する場合は「集会所利用申込書兼許可証」の備考欄にその理由を記載して集会所担当の許可を得るものとする。
- (4) 各時間帯の間の1時間は前後の利用者の都合を確認の上30分を限度として延長利用を可能とする。
- (5) 予約の取消しは事情の判明次第、早急に行うものとする。
- (6) 利用当日は利用許可証とともに集会所の鍵を受け取り利用する。
- (7) 利用後は、備品を所定の位置に清掃した上整理し、所定の点検事項を行い、施錠する。
- (8) 鍵はただちに集会所担当に返却する。(1時間以内)
- (9) 原則として申込責任者の点検以後、改めて点検をしないので、責任をもって点

検実施するものとする。

- (10) 集会所担当の負担の軽減及び、環境衛生上の見地から、集会所利用に際して発生したゴミは、全て持ち帰って処分するものとする。

(利用料金)

第4条

- (1) 利用料金は下記とする。

No	料金 (円)	利用区分	備
1		自治会等公共利用	自治会活動に伴う利用、自治会の傘下・支援団体の運営に関する打合せや資料作成及び各種行事などの利用。
2	300	みのり会同好会	
3	400	自治会一般会員	
4	500	会員外	

- (2) 上記は午前(9:00-12:00)、午後(13:00-17:00)、夜間(17:00-21:00) それぞれの利用料金であり、その枠を超えての利用は同額が加算されるものとする。
- (3) 集会所家屋および付帯物件ならびに備品などを破損した場合は、申込責任者が取りまとめ、集会所担当に報告の上実費弁償をするものとする。

(予約の優先順位)

第5条 本集会所は第3条に定める方法による予約を原則として優先するが、予約申込が同時の場合には、自治会役員会および自治会主催の集会、それ以外で自治会員の催す集会、会員外の集会の順にその利用を優先させる。但し、その利用が真に急を要するものと自治会役員会が判断した場合には、予約に優先して利用を認めるものとする。

(規定の解釈)

第6条 本規定の解釈に疑義を生じた場合、または本規定の追加変更に関して、会則及び総会議決に則り、自治会役員会で協議の上決定する。

(施行)

第7条 本規定は、1981(昭和 56)年 4 月 1 日制定、1982(昭和 57)年 4 月 1 日改定、1996(平成 8)年 4 月 1 日改定、2002(平成 14)年 4 月 1 日改定、2010(平成 22)年 4 月 5 日改定、に今回の改定を加え 2022(令和 4)4 月 1 日より施行するものとする。